

吉川惟足の「六根清浄大祓」講義

——『六根清浄大祓講談口義』の解題と翻刻——

高橋 美由紀

はじめに

吉川惟足は、庶民出身ながら中世以来神社界を統括し神祇道宗家として君臨していた吉川神道の道統を継承しつつ、神道と儒教とを積極的に結び合わせることによつて、独自の「理学神道」を唱えた江戸時代前期を代表する儒家神道家である。

江戸時代に入ると、時代精神が仏教的なものから儒教的なものへと大きく転換を見せる。そのなかで神道説においても、三教一致の立場をとる吉田神道の考え方が批判され、修正を迫られることになった。一方で、戦国時代以来の吉田家の活動により、「神道」をわが国固有の「道」とする考え方は、公家・武家を問わず共通認識となっていた。このような時代状況の中で、近世儒学の祖とも言うべき林羅山は、神儒一致を前面に押し出す「理当地地神道」を唱え、儒家神道の魁けとなったのである。この羅山の神道説を第一世代の儒家神道とすれば、本稿で取り上げる吉川惟足の神道説は、度会延佳の伊勢神道と並んで第二世代に当たる。

これらの神道家達は、中世の神道説を学ぶことから出発したが、その内容にあきたりず、結局、仏教批判と儒教思想の全面的導入という形で「神道」の再構築を試みるに至ったものである。このうち、第一世代に当たる「理当地地神道」は宋学と神道との全面的一致を主張し、きわめて機械的・観念的な神儒一致と仏教否定論を展開している。それに対して、第二世代の儒家神道は、より具体的、実践的な神道説を構築している。おそらくそれは、羅山等の努力により近世社会に宋学理解が徐々に浸透してきたことによつて、逆にそれを相対化する視点も生まれてきたことを意味するであろう。同時に、近世社会に親和的な「神道」の模索が試みられたことの現れとみることもできる。

ここに紹介するのは、吉川惟足による『六根清浄大祓』についての講義録である。本書は、近世儒家神道が中世的神道説をどのように乗り越え新たな神道思想を樹立していったのかという、中世神道の近世化の様相を示す資料として貴重なものである。これまで惟足の『六根清浄大祓』についての講義が学界で紹介されることはなかった。そこで、本稿では、筆者が入手した講義録を翻刻し、吉川神道研究の一助に供することとしたい。

一

この講義録（以下、『講談』と略称する）は、寛文十一年五月十九日と六月十日の二回にわたり惟足が行った講義の記録である。

本書の記述によれば、この講義の発起人は瀧川信濃守利雄で、講席に参加したのは、信濃守の他に隅田利兵衛、岡野外菴、網川四郎兵衛、ならびに信濃守の家来衆三人であった。第一回の講席は江戸鼠穴の信濃守宅、第二回は京橋の惟足宅において行われている。発起人の瀧川信濃守は御小姓組番頭・御書院番頭・御留守居等を歴任した瀧川利貞の長男利雄（のち利雅）で、承応元年（一六五二）一四歳で四代將軍家綱に御目見、寛文元年（一六六一）には従五位下信濃守に叙任されたが、延宝元年（一六七三）父に先立って三五歳で他界した人物である。なお、瀧川家は四歳下の弟利錦が継ぐことになるが、利錦は承応三年に一二歳で御目見し、寛文三年に御小姓組に列し、同五年には扶持米三百俵をたまわっていることから見ると、利雄は健康上の理由か何かで家を継ぐことなく早世したものと思われる。¹⁾あるいは、そのことが彼をして神道等の学問への関心を深めることにもなったものであろうか。聴講者として挙げられている隅田利兵衛、岡野外菴、網川四郎兵衛の三名については、寡聞にしてその素性を知らない。

惟足がこの講談をおこなった寛文年間は、年齢的には五十代に当たり、神道家として名を馳せ、活動に最も油の乗りきった時代である。寛文元年には会津藩主保科正之の知遇を得、三年には稲葉正則に『中臣祓』と『日本書紀神代卷』を講じ、七年には將軍家綱に拜謁、そして九年には『中臣祓』と『神道大意』の講談を行っている。自己の神道説を確立し、積極的にその宣揚を開始した時期と言える。²⁾

惟足が講談の対象として取り上げた『六根清浄大祓』は、吉田神道を樹立した吉田兼俱の手になるもので、吉田神道の儀礼の中で重視され、中世末から近世にかけて広く一般に流布していた。たとえば、理当心地神道による注釈書である『六根清浄大祓浅説』の著者宮城春意が本書を著すことになったのは、寛文七年に、ある人の要請をうけて『六根清浄大祓』の講席を開いたところ、四十数名の聴講者があり、その中の一人からこの祓の注解を作することを求められたことによるものであった。さらに、彼が寛文年間に伊予小松藩主一柳直治の招きで小松藩に出向いた折に、その地の神官の依頼で五、六十名の聴衆の前で『中臣祓』の講釈をしたことがあった。その際、その神官は下賀茂神社の神官より伝来したものだと言って『六根清浄大祓』

を示したという¹⁾。このように、寛文頃には『六根清浄大祓』が中央地方を問わず広く流布しており、人々の関心を集めていたことが分かる。瀧川利雄がこの講談を惟足に求めたのも、このような『六根清浄大祓』への関心からと推測される。

惟足が『六根清浄大祓』について通曉していただであろうことは疑いない。平重道氏の編著である神道大系・論説編の『吉川神道』は、吉川神道関係の主要な講義録等を翻刻したものであるが、その中に伝記関係の書物として谷秦山の『吉川惟足伝』と並んで静嘉堂文庫所蔵の『下部遺編』が収録されている。本書は、その序文によれば水戸藩初代藩主の徳川頼房が萩原兼従より面授された吉田神道の秘伝を筆写したもので、「神祇道法式」「神道面授口決」「神道寄書」の三冊より成っている。本書は直接的に惟足に關係する書ではないものの、惟足が兼従から受けた吉田神道の伝授内容を窺い知り得るものとして本書に収録されると思われる。

そこで、この『下部遺編』を繙いてみると、第二冊目の「神道面授口決」の巻に「六根清浄大祓」の本文が納められている。その内容は次のようなものである。

六根清浄大祓

天照皇大神乃宣久、人則天下乃神物^{奈利、}須^レ掌^二静謐^一、心則神明乃本主^{他利、}莫^レ令^レ傷^二心神^一、是故^七目^七諸^乃不^レ淨^乎見^{天、}心^七諸^乃不^レ淨^於不^レ見^{耳、}耳^七諸^乃不^レ淨^乎聞^{天、}心^七諸^乃不^レ淨^於不^レ聞^{鼻、}鼻^七諸^乃不^レ淨^乎嗅^{天、}心^七諸^乃不^レ淨^乎不^レ嗅^{口、}口^七諸^乃不^レ淨^乎言^{天、}心^七諸^乃不^レ淨^乎不^レ言^{身、}身^七諸^乃不^レ淨^乎觸^{天、}心^七諸^乃不^レ淨^乎不^レ想^{意、}意^七諸^乃不^レ淨^乎思^{天、}心^七諸^乃不^レ淨^於不^レ想^{此時、}時^七清^{潔、}儻^{阿利、}諸^乃法^{如、}如^二影像^一、清浄無^二反穢^一、取説不^レ可^レ得、皆從^二因業^一生、我身則六根清浄^{奈利、}六根清浄^{奈留我、}故^七五臟^乃神君安寧^{奈理、}五臟^乃神君安寧^{奈留我、}故^七天地^乃神同根^{奈利、}天地^乃神同根^{奈留我、}故^七万物^乃靈同体^{奈留我、}万物^乃靈同体^{奈留我、}故^七所^レ為^{無、}願而不^二成就^一矣

無上靈宝 神道加持

右、六根清浄大祓ハ天児屋根命ノ神作也、常磐大連公神代ノ文字ヲ改テ漢字ニハナセリト云リ、天照皇大神乃宣久已下、皆從因業生ノ已上ハ天照太神ノ神語也、我身波則六根清浄ノ已下ハ、常磐大連公ノ作也、⁽⁵⁾

また、第三冊目の「神道寄書」の中に、「祓ヲヨム時ノ次第」についての記述があり、祓の一つとして「六根清浄大祓」が記されている。そこには次のようにある。

吉川惟足の「六根清浄大祓」講義

- 一 護身神法 一反
- 一 三種加持 一反
- 一 六根清浄大祓 一反
- 一 最要中臣祓 一反
- 一 太諱詞
- 一 三種大祓（是ハ前後ノ所ニ用ル、但ネカイヲ書入ルニヨリテナリ）
- 一 右之次第、能ト被レ申候、

これにより、吉田神道の祓の儀礼に「六根清浄大祓」が用いられていたことが明らかである。その吉田神道の伝授を受けた惟足が、この祓に通じていたことは疑いない。

しかしながら、「六根清浄大祓」は三教一致思想に立脚する中世的な祓であり、仏教思想を色濃く内包している。中世的吉田神道の近世化を図った惟足が、この祓をどのように解釈しようとしていたのかを検証することは、吉田神道の思想を考える上で大きな意味を持つものと言えよう。

二

次に、惟足が用いた「六根清浄大祓」の本文について見てみよう。この講談の筆録から本文部分を抜き出して繋げると次のようになる。

天照皇大神乃宣久、人則天下乃神物奈利、須掌静謐、心則神明乃本主他利、莫令傷心神、（是故上）目尔諸乃不浄於見、心尔諸乃不浄於不見、耳尔諸乃不浄於聞、心尔諸乃不浄於不聞、鼻尔諸乃不浄於嗅、心尔諸乃不浄於不香、口尔諸乃不浄於言、心尔諸乃不浄於不言、身尔諸乃不浄於触、心尔諸乃不浄於不触、意尔諸乃不浄於思想、心尔諸乃不浄於不思想、此時尔清静事何利、諸乃波影止像乃如久、清久潔尔礼波、仮仁毛穢事無之、説取尔波不可得、皆花尔利留木実止生、我身則六根清浄奈利、六根清浄故五臟神君安寧、五臟乃神君安寧、故天地神同根、天地神同根、故万物靈止同体、万物乃靈止同体、故所為〔無〕願而不成就矣

(傍線筆者。なお、「」で括った部分は、筆記の際に脱字となったと考えられる文字を補ったものである。)

この惟足講談の本文には、他の『六根清浄大祓』の本文と比較すると大きな特徴がある。それは二カ所の傍線部に認められるもので、仏教用語を排除し、別の字句の表現を採用していることである。最初の「此時キヨク清ク潔ク事コト阿ア利リ」の部分は、前に掲げた『下部遺編』には「此時キヨク清ク潔ク偈カガリ阿ア利リ」とあり、惟足と同時代の『浅説』の本文も「此時キヨク清ク潔ク偈カガリ阿ア利リ」とあって、『講談』が「偈」を「事」に変えていることが分かる。「偈」とは、偈頌のことで仏教經典の中で、仏の教えを韻文形式で表したものを言う。出村勝明氏によると、吉田家伝来の『六根清浄大祓』本文では、この部分を「偈」とするものと「事」とするもの両方があって一定していないようである(以下の四句は、もともと真言經典の偈を取り込んだものであり、この出典から考えれば「偈」が正しいことになる)。ただ、氏の紹介している史料を見る限り、江戸期のものはほぼ「偈」とするのに対して、兼俱本、宣賢本、兼右本など、江戸より前のものは、「事」と記すものが多いようである。この点は今後の研究の進展を期待したいが、『講談』が「事」を採用している点は注目すべきことである。なお、江戸期のものが「偈」に統一されてくるとすれば、出版との関わりも検討せねばなるまい。

ただし、この問題は『講談』が聞き書きである点を含めて慎重に考える必要がある。吉田神道では「偈」をとるにせよ「事」をとるにせよ、その訓みは「コト」であった。したがって、講義の聞き書きではテキストに「偈」とあっても、「事」と筆録する可能性があるからである。

もうひとつの「皆花キリ木キ実ミ生ル」の部分は、出村氏の示す吉田家伝来の諸本ではすべて「皆從キ因イ業ウ生ル」となっていて、『講談』のような字句のテキストはないようである。ただ、吉田神道におけるこの部分の訓みをみると、たとえば吉田兼俱自筆本「菝カ品ヒ々々秘ヒ書シ」に収録されている「六根清浄太祓」では、「ミナハナヨリソコノミトハナル」との訓みが付されている。したがって、『講談』はこの吉田神道の訓みに基づき、その文意をとって本文を改めたことが分かる。この場合も、本書が聞き書きであるためとの解釈もできようが、事が本文のものにかかわるものだけに、単純にそのような理解で解決できるものとも思えない。この点に関連して注意されるのは、この箇所を含む仏典の偈頌に基づく五言四句の部分の表記である。吉田神道のテキストでは、

諸法如ニ影像ニ、清浄無ニ仮穢ニ、取説不レ可得レ、皆從ニ因業ニ生ル、

とされているが、『講談』ではこの部分が、

諸乃法影波止像乃如久 清久潔子有礼波 仮仁毛穢留事無之 説平取レ波不可得 皆花与利智 木実止著 生ル、

と、敢えて五言四句という偈の形式を崩す表記をとっている点である。これらことは、惟足が意識的にできるだけ仏教的な表現を避けようと思つた結果とも解釈できるように思われるがいかかであろうか。

三

最後に、本書の思想的な特質を、同時代の『六根清浄大祓』の注釈書である『六根清浄大祓浅説』（以下、『浅説』と略称する）と比較することによつて明らかにしてみよう。両書はともに儒家神道書であるが、『浅説』は林羅山の提唱した理当心地神道を継承した宮城春意によるものである。⁽⁸⁾

そこで、まず、『六根清浄大祓』に仏教の字句が多用されている点について、両書がどのような意味づけをしているかを見てみよう。惟足はこの祓を「神語」すなわち天兒屋命の言葉に基づいて常磐大連が作ったとする吉田神道の説を継承する。そして、この祓に仏語が用いられている点を次のように解釈している。

我唯一ノ心記シテハ天子ノ仏法ニ陥溺ナレハ、ハヤ仏法ニフタカツテ外ノ理ガ見ヘヌホドニ、先其御意ニシタガツテ誘引シ玉フゾ。……此祓ヲ觀覽ノ為ニ仏法ノ肝要ノ文ヲ取出テ吾道ヲ顯シ玉フゾ。其故ヲ不知ノ者ハ、仏語ニ本付テカ、レタ、吉田カラ習合ト批判スル事也。コノ祓ハ少々仏法ノ理ニ随テ唯一ヲアラワシ玉フ。其故ヲシラサレバ疑ヒヲナスゾ。

すなわち、当時の天皇が仏法に深く帰依していたという時代状況の中では、祓の意義を伝えるためにはあえて仏語を用いて説くという方便によらざるを得なかつたというのである。この点は『浅説』も全く同様の解釈を取っている。

常磐大連ハ欽明帝ノ御時ノ人也トゾ。欽明帝仏法ヲ信ジ神道ヲ好ミ玉ハズ。故ニ天子ノ好ミ玉フ処ノ仏語ヲ假テ、此祓ヲ作りテ天子ヘ奉ルト云伝ヘ侍ベルナリ。

これを春意は、意味内容をそのままにして表現だけを変える「換骨法」の手法を取ったものと見てゐる。春意も惟足も、神儒一致思想の立場に立つ以上、この祓に含まれる仏教的言辞を排除しなければならないが、それでは祓の存在自体を否定せざるを得ないことになる。そこで仏語の存在をいわざわざ便宜的な言辞とすることで、その存在を認めることとしたのである。中世神道に由来する教説を、字句をそのままにして、その意義を神儒一致の立場から説き明かすためには、このような理解をせざるを得なかつたわけである。

このように、両者はともに神儒一致の立場から神道の近世化を図ろうとした。しかし、神道と儒教との関係については、全く異なる立場に立っている。まず、春意であるが、彼は自らの立場を明確に儒者と位置づけ、「神道家」とは立場を異にするとしている。「儒術ヲシラスシテ神法ニ通スルモノハアラジ」(『神道大意演義』)と述べているように、彼は儒者として儒教の教えこそが普遍的な道の内実であるという儒教的普遍主義の立場に立ち、神道をもその儒教的価値観の発現として理解しようとする。それに対して惟足は、吉田神道の道統の継承者として、神道こそ普遍的な「道」の本源であるとの神道主義の立場に立ち、その立場から神儒一致を説いて儒教的価値観を神道の中に取り込もうとしている。ともに神儒一致を説きつつも、その立ち位置は対称的である。このことは、惟足が神道を「道」の本源とすることで儒教を相対化する視点を有することを意味する。彼が神儒一致を説きつつも、日本の個別性を強調するのはこのためである。

具体的に両者の注釈のし方の違いを見るために、『六根清浄大祓』冒頭の「天照皇大神乃宣久」の部分の注釈を取り上げよう。『浅説』では、それぞれの文字の語義の説明、天照大神の誕生を記した『日本書紀』神代卷関係箇所の抜粹、羅山の伊勢・八幡二所宗廟論の抜粹記事があり、最後に春意の言として、宗廟・社稷・二十二社や、伊勢・賀茂・石清水への宣命の紙の色の違い、神宮の祭神や呼称等々についての史書に基づいた知識が付記されている。いわば「天照皇大神」に関する百科全書的内容とでも言うべきものである。そこに認められるのは、この祓に籠められた信仰的意義よりも知的関心の横溢である。

これに対して惟足の講談では、「天照」の語を太陽が遍く世界を照らして万物を育むように、その徳によつて世界中の人々を救う神の意と解する。特に彼が重視するのは、次の「皇」の語である。彼は「皇」＝「皇親」、すなわち「スMEMツ」であり、それは「スベテムツマシキ」の意、「四海二徳ヲテラシ、民ヲ順ヘテ親シク、ヲヤノ子ヲ思フヤウニ遊スコト」を意味すると見る。その神の心は民の心に感応し、民は親の如くに神に誠を尽くすよ

うになると説く。そして、この親子の親しみの道理こそ、治世の要道であり、人の道の根幹なりとする。「タトヘバ一僕ノ家子仕フニモ、皇テ親シキ道理ヲ忘レハ必敬ヲ失テ神罰ヲ蒙ルゾ」というわけである。

此天照皇太神ト申処デ習ヘバ、国家ヲ治メラル、事ゾ。我一家下々ノ末ニ至ルマデ、都テ我子ノヨウニムツマシクセバ、又ソレモ親ノヤウニコナタラセウゾ。スレバ朋友ニモ此コトワリヲ押テ交レバ、日用ノ道ニ叶ヌ事ハナイゾ。

と説かれることになる。かくて惟足は、この部分の注釈を「天照皇太神ノ尊号一ツヲ以テ身ヲ治メ国家ヲ治ムル道理ヲ可レ味」との言葉で結ぶのである。このように惟足は『六根清浄大祓』の一語一語の背後に、国家や社会のあり方、その中における人間のあり方を示す教え、すなわち「道」の存在を読み取るうとする。その説き方は、具体的かつ実践的であり、春意の知識主義的態度とは対称的である。

『浅説』における注解の仕方は、日本の古典の知識や儒書の関係箇所の引用が中心となっており、きわめて機械的かつ観念的であると言える。それに対して『講談』における注解の仕方は、信仰的かつ実践的である。本書における惟足の解説の中で、特に強調されるのは、道の実践主体としての「心」の問題である。彼は、吉田神道の教説に則って人間の心を神明の座とする。根源的な一神が個々の人間の心に内在すると見るのである。したがって、「心」神ハ我物ト思フハ誤ナリ。全ク天神テ座ス……我心チャト云テ我物デハナイ。神明ゾ。」と、心を神の座とする。しかるに、この個々人の心に配当される「心」は「天ヨリ命ゼラル理」と見なされる。かくして「心」は儒教的な道德の実践主体へと変換されるのである。彼は「心」を「鏡」に喩える。私欲という鏡に付着した塵を、「敬」（つつしみ）によって祓い、心の理の発現たる人倫日用の道の実践を図ること、それこそが祓の本義であった。その意味で、この講談の末尾が、「一身ハ船ノ如シ。心ノ加持ヲ能取時ハ、自由自在ニ行ハル、ゾ。其加持トハ、今ノ神道也」と「心ノ加持」を強調する言葉で締めくくられていることは象徴的である。

要するに、本書は、当時巷間に流布していた『六根清浄大祓』を、理学神道の教えの実践の書として読み替えたものである。そこには平易な表現で、彼の考える神道の内実や国家社会のあり方が説き示されている。その意味で、吉川神道を考える上で貴重な史料となるものと思われる。

本書は、袋綴一冊本、タテ二三、五センチ、ヨコ一六センチ、全三三丁から成る写本である。表紙及び裏表紙は新しく付されたもので題箋等はない。最初の二丁には第一回の講義の参加者名や場所、日時などが記されており、二丁目からが講談内容を記述した本文となっている。また、一丁表と本文

冒頭の二丁表には「月岡蔵書」の蔵書印が押されている。本文中には朱筆による字句の訂正があり、部分的ではあるが、送りがなの補筆や句点の書き入れなどがある。本書は、本文から推測するに、講義の参加者ないしその周辺の者の手になるものと思われる。

翻刻に当たってはできるだけ底本の字体を尊重したが、異体字・俗字等は正字体に改めた。ただ、一部本文のままとした箇所があり、その部分についてはそのことを明示するために（ママ）を付した。また筆録の際に脱字となったと考えられる文字を「」で括り補った。なお、「祓」の異体字である「穖」については、吉田神道以来の用字法なので、底本のままとして改めていない。朱筆による字句の訂正や補筆部分については「」で括って表示した。句点は原文にはない。読解の便宜のために筆者が付したものであることをお断りしておく。

○翻刻 吉川惟足『六根清浄太祓講談口義』

御講談聽聞衆

瀧川信濃守源朝臣利雄

隅田氏利兵衛

岡野外菴

網川四郎兵衛

其外信州御家来三人

御講談發起之儀者信濃守殿也

所者則武州江戸鼠穴信濃守宅也

自未之中刻始申中刻終

密雲而不雨

寛文十一年 五月十九日

六根清淨太祓

吉川惟足先生御講談口義上

寛文十一年 五月十九日未之中刻

題号并起原

仰曰、此祓ハ常磐大連之神語二本付テ、其神語ヲ再尺セラレタ事テ御座有マス、其故ハ、中頃ヨリ五国ノ道乱入イタシマシテ、本朝ノ神明ノ道方様衰ヒマスルニ付テ、彼常磐大連、春日大明神ノ的孫テ御座有マスレハ、五道之衰行ヲ歎テ此祓ヲ尺シテ奉ラル、事テ御座有、去程ニ六根ト申詞ハ神語ニ見ヘマセヌ、佛語ヲ取テ遊サレタ、然レトモ佛語ジヤト申シテモ、吾国吾身ニナイ事ナレバ、シキテイワレナキ事トモ申ヘキナレトモ、眼耳鼻舌意ハドノ国テモ人々一身ノ上ニ備ヘテ有物テ御座有マスル、殊ニ佛者ノ六根ヲ説申ハ、六根ノ罪トハ、見ル聞クニ付テ眼ヤ耳カ物ニ觸ル処ヲ六根ノ罪ト申シテ、是ニ預ラヌヤウニコノ六根ノ沙汰致シテ尊ムコトテ御座有マスル、去程ニ此書ヲ六根清淨太祓ト題号ヲ置ル、心ハ、我唯一ノ心記シテハ、天子ノ佛法ニ陷溺ナレハ、ハヤ佛法ニフタカツテ外ノ理ガ見ヘヌホドニ、先其御意ニシタガツテ誘引シ玉フゾ、万事ガ皆何事ニ付テモ物一ツニ逢着スレハ外ノコトハ見ヘヌ物ゾ、是執着ノ心也、ソレニ由テ、六根ト佛法ニ重ンスル詞ヲ取テ吾道ノ意ヲアラワシ玉フソ、六根清淨トモ眼耳鼻舌身意ノ上ニ用処ノ被チヤトテ、此祓ヲ叡覽ノ爲ニ佛法ノ肝要ノ文ヲ取出テ吾道ヲ顯シ玉フゾ、其故ヲ不知ノ者ハ、仏語二本付テカ、レタ、吉田カラ習合ト批判スル事也、コノ穢ハ少々佛法ノ理ニ隨テ唯一ヲアラワシ玉フ、其故ヲシラサレバ疑ヒヲナスゾ、然レトモ見ルモノ聞モノニ付テ色々ノ罪業ヲ作ルト、カナタニハイマシムルゾ、儒ニモ六根トコソイワネ、耳目口鼻ノ間ヲ慎ゾ、我神道ニハ六根ニ心ヲワタサズ、眼耳鼻舌身意ノ六ニ於テ根ガアルゾ、ソレハ一心ゾ、唯其心一ツ戒ムル処ニ於テハ、見レドモミス、又幾許ノ惡ヲ聞ケトモ、コチニ聞入ヌモノガ有ゾ、唯一心ヲ悟テ我ガ一心明ニシテ清淨ニ致セハ、見ルト言ヘドモ聞ト言ヘドモヒカレヌゾ、ソコヲ六根清淨ノ太祓ト言、六根ヲ清淨ニスル太ナル穢ガ一ツアルヲ、ソレヲ用マスレバ眼耳鼻等ノ六根ヲフセグニ及バザルゾ、唯一ツノ穢ガ有ノ事ゾ、然ドモ我工夫儲家道ヲ教ルハ於ニ神道ニ忌憚ル事テ御座有ゾ、古ハ大織冠之御誕ニテ、家ニテハ數代ノ間書ヲ作ルト云事無レ之コトゾ、時ノ一人ナドノ貴命ハ各別、我心トシテ書ヲ作テ道ヲ祝コトハ憚リ有コトゾ、其子細ハ必名利ノ方唯大ナル人ノ

徳ヲ塞クモノゾ、或ハ欲ニ付、利ヲ恣ニシテ家ヲ失ヒ國ヲ亡シ身ヲ滅シ、一旦ノ欲ヨリ大ナルアヤマチ古今ニ於テ見及マズレドモ、慾ヲ欲スル事ノ大ナル故ニ、於今日^ニ國家ヲ亡シ身ヲ滅ス事大ヒナルゾ、又左ヤウナ欲ハアサマシイ事ゾト見テ慾ヲ欲セネバ却テ名ヲ求ムルコト大ナリ、名ヲ求ムル分ハ利ヲ求ルヨリハ高イヤウナレトモ、徳ヲ亡ス事ハ一致ナルモノナルホトニ、利ヲ不^レ求心アルモノ畢竟名ノ爲ニ利ヲ忘ルル処ガ則名ノ病ゾ、千歳ノ名ヲアラハサントスレハ、道ガ千マタ二分レテ唯一ヲ失ホトニ、今日ノ書テタリマスル、天地ガ書籍ナレハ、人ノシハザガ道ニアラスト云事ナシ、儒教ニモキウリト申テ、今日テスムヤウハ文字ヲ知ルヲ常ト思ゾ、是ハ書ガ數々有故ゾ、學ヲ好トハ文字ヲ知ルヲ道ト覺ル故ニ、吉田ニハ書ヲ作ル事ヲ憚リマスルゾ、古書ヲ用工夫シ相承ソ、其抄ヲモ作ラヌ事ゾ、神代ニ春日之定ラレタ中臣祓コソ後世之龜鏡ナレト、代々之人ノ仰セ置レタ二本付テ悟ヲ開クガ唯一ノ肝要ゾ、去程ニ此六根清淨太極モ神語ニ本付テ神語ノ釈ノヤウニ付ラレタゾ、カウ神語ヲ釈セラレタ事ハ全ク我意地ヲ以テ作りテハナイゾト也、

天照太神ノ如^レ此仰ラレタゾトアラワシ玉ヘリ、

天照皇太神^{乃宣}

仰曰、今日ノ文字ニ随テ 天照太神ト書タゾ、アマテラシマシマストハ天ヲ照スト云事ゾ、日輪ハ一輪ノ光ヲ以テ普ク世界ヲ照シ玉フ、昼夜ニ一息ノ間斷モナク、春夏秋冬ノ四時ヲ運テ其間ニ万物ヲ皆生育ナサル、偕此御神モ一神ノ徳ヲ以テ四海ノモノヲ普ク薩ヒ玉フホトニ、日ノ徳ヲヤウナリ、アマテラストハ天ノ照ル徳ゾ、日輪ハ四海ヲ照シ玉ヘハ 天照太神ハ四海ニ徳ヲ敷玉フゾ、日ト徳ヲ合タコトゾ、皇ハ常ノ事ゾ、一字テスムムツト訓ス、又皇親ト親ノ字ヲ書コトモアルゾ、スメトハスベラギト云事ゾ、スベテムツマシキト云心ナリ、四海ニ徳ヲテラシ、民ヲ順ヘテ親シクヤヤノ子ヲ思フヤウニ遊ス事ゾ、皇カ共通ナレバ民モ又感通シテ親ノ如クニ誠ヲ盡シ忝ク存マスルニ由テ皇親太神ゾ、スベテムツマシキ大ヒナル神ニテ座スト云心テ御座有ゾ、此故ニ一人ノ上ヲ天子ト申モコノ心ソ、偕唯一ト申道理ヲ云ヘバ、此日神ニカギラス、一人ハ四海ノ民ヲスベテムツマシクシ、一國ハ一國ヲ親ラシク、一郷ハ一郷、一家ハ其一家ヲスベテムツマシク、我子ノ如クニ仕レト云命テ御座有ソ、其道理ハ貴賤ノ差別ハナイ、是ヲ以テ唯一ゾ、天下之爲ニハ公方カ皇親デ御座有ゾ、皇親太神ハ人々ノ心ニ在ルゾ、タトヘバ一僕ノ家子仕フニモ、皇テ親シキ道理ヲ忘レハ、必敬ヲ失テ神罰ヲ蒙ルゾ、忘レタ処ヲ以テ不敬ト云ゾ、人々胸中ニ天ヨリ命セラレタ定準ガテツキトアル、ソレソレニムツマシキ道理ヲ命セラレタゾ、其親シキ道理ヲ忘ルル時ハ天命ニ背クト云事ゾ、天命ニ背カハ天罰ヲ蒙ルヘキ事無^キ疑事ゾ、故ニ尊号ヲ以テ天下ヲ治メ家ヲ齋ル^ニニモ是デ知ル事、此神号テツント前後ガ立マサルソ、神号ヲ以テ天下ヲ治ヨト名乗テ教ヘ置ル、事ゾ、其ヲ習ト云ガ日本ノ道ノホシヘ儘ニセヌ処ゾ、上タル人モ下タル者モ前輩ニ習フガ法ゾ、神代卷ニアル如ク生トシ生ケル者、我カラ我ト意得テ、人ニナラハ又夫婦媾合ノ事ヲサヘ伊弉諾伊弉册尊ハ鶴鶴ニ学テ交道ヲ得ツトアルゾ、是礼ヲ習玉フ

処^レ、其外ニ於テ起居動靜ニ於テ習ハイテハ不^レ叶事ドモ也、大廟ニ入テ悉ク問テ孔子聖人モ悉ク問ハレタト云ゾ、是カ礼ゾ、此方ノ道ト通スルゾ、習ヨリシテコソ愚ヨリ聖ニ至リ申ベケレゾ、ナラフトハ並ブト云心ゾ、學ノ字ヲ、ナラフトモ、マナフトモ讀ゾ、マナフトハ眞似^{マネフ}經ノ心ゾ、師匠ノツトムル如クニスレハ師匠ト同ジ位ニ至ルゾ、是ヲ並ブト云ベシ、習タヤウニスレバ神慮ニ叶ゾ、孟子ノ仰ラレタ、舜何人ゾ、誰テアレ天命ヲ明ニシテ其分際ヲ行タラバ、ドコガタガウゾ、又異端ニハ座禪工夫ト云テ、師ニナラハスニ自ラツトメガラト云テ掬ヲ明テ、一超直入如来地ト只一度ニ天道ニ至ルヤウニ沙汰仕ル処ハ、ヨイヤウ、ワルイヤウ、此方ニ不合ゾ、大廟ニ入テコトコトニ問ト申ハ、コナタニ合マスルゾ、ワルイヤウ、ヨイヤウ、知ラスガ、佛法ハコチニハアハヌガ、儒道ハ合タゾ、人々シラス事ガコトコトニ問カ、知ヲ知トシ、不^レ知ヲ不知トセヨゾ、是ガシルゾ、スレバ此天照皇太神ト申処デ習ヘバ、国家ヲ治メラル、事ゾ、我一家下々ノ末ニ至ルマデ、都テ我子ノヨウニムツマシクセバ、又ソレモ親ノヤウニコナタラセウゾ、スレバ朋友ニモ此コトワリヲ押テ交レバ、日用ノ道ニ叶^ハヌ事ハナイゾ、習フト云バ此ヤウナ物ゾ、天照太神・高皇產靈尊、葦原ノ中津国ヲ平ケシ爲ニ使ヲ遣ハサル、八百萬神ヲ集ラレテ御談合アリテ、五度ノ使加有タガ、終ニ五心ニ任セラレヌ皆八百萬神等談合ニ隨ヒ玉フト見ヘタリ、此ヤウナ道理ヲ習ヘハ今各様モ物コトヲ我一人ノ心ニナサレテ、ヨイト云テモキカヌ処ヲ家來衆ガ、偕是ハ不及^マズナガラカウデハナイト影デ申セバ、ハヤ君臣合躰ノ道理ガタエルゾ、皆々集メ談合ナサレテ人々ニ任スレハ、其内ニ多分ニ由テ定ムレハ必ヨキモノゾ、偕其通りニ定行ヘハ一家合躰シテ一人ノ心ノヤウニスルゾ、万人ガ一人ノヤウニナル事ゾ、殊ニ戦ノ時、一ニナラネバ千万人夫^ウ匹ゾ、上下交合躰スルヤウニ行フ処ガ大将ゾ、心ヲ一ツニセネハ用ニタ、ヌソ、去程ニ天照太神・高皇產靈尊ノ誰ヲ遣サバ佳ント一度ナラズ二度ナラズ諸神等ニ任セテ見玉ヘバ皆思合処ヘヨルゾ、ソレヲミナニ任セラル、ホドニ、諸神等我身ノ上ノ事ノヤウニ一致ニ物コトヲナスゾ、天照皇太神ノ尊号一ツヲ以テ、身ヲ治メ国家ヲ治ムル道理ヲ可^レ味、人波則天下乃神物奈利

仰曰、人ト云モノハ神物ヂヤソ、ミタマトハミタマシイゾ、ミタマシキノ物ト云ハ器ノ心ゾ、天神ヨリ命セラレテ、天神ノ德ヲ一人々々ト得テ人ト成リ、一心ニ其命ヲ納タホドニ神ノ入物ソト也、天ヨリ命セラル、神ヲ入置物ト云心ナリ、人ハ則神ノ入物デ御座リマスルゾ、

須掌靜謐

仰曰、然レトモ耳目鼻口ノ動ニ由テ皆其神ヲ放心シテコチガ留守ニナル事デ御座リマスレバ、皆是無用ノ入物ニナツテ、欲ヲ入、奴ヲ入、其レヲモテアソブニ付テ、一身ヲナゲウツヤウニワケモナイ物ドモヲ入テ、神物ト云結構ノ名ヲモカヘテ、無用ノ入物トスルホドニ、神ハ宿ガヘヲシテ、ワケモナイ入物ニシナスハ、金玉ヲ土瓦ニカユル様ニテ放心シマスレハ愚人ゾ、偕ソレヲジツト神ヲ胸中ニ留ルヤウニハ、須掌靜謐ト云天照太神ノ勅ニ由テ、放心ヲトリモドスヤウニシヅムルカ道ノ本ゾ、是ヲ司トスル事、第一ニ火急ニ人ノ德ヲ亡スモノゾ、一朝ノ怒ニ八百年ノ身ヲアヤマチテ、主人ノ爲ニ

ハ不忠トモナリ、親ノ爲ニハ不孝トモ成リテ、老タル親ニ歎クカケ、恨ヲ子孫ニ遺ス事モ怒ノ致所ニア、可慎々々、或ハ遊山翫水ニ心ヲ動スモ又怒スルノ一ツ也、万事ノ上ニ付放埒ナル事ニナルモ心ノ動クニヨル事也、淫好ゴトニサソワレテモ、シツト是ハセウ事カセマイコトカトシツト静マレハ、心鏡ガ明ニ成テ是非ガ分ルハ神ゾ、神ハ鏡ノ中略ゾ、我ニ明カナル徳アルヲ鏡トス、銅ヲ以テ作タル鏡ハ、我一心ノ表シタモノゾ、偕、カンガヘミヲ略シテ、カンガミトシ、カンガミヲ略シテ、カ、ミト云、又是ヲ中略シテ、カミト申事ゾ、畢竟、人々固有ノ一心ノ名ゾ、サ云ヘバ、偕ハ心ヨリ外ニハ神ハナイナト意得ル、サテハナイゾ、天上天下唯我獨尊ノ見解ヲナスハ、コナタニハ嫌事、天神ハ正シク坐シテ、天ヨリ命令アルゾ、偕、神明ガ万物ニ分賦アルゾ、一神万殊ニ分ル、ゾ、タトヘバ、一ノ燈ヲアナタ此方ヘ燈シ付レバ、一燈ガ万燈ニナル心ゾ、一神ハキツト天ニ坐シテ、春夏秋冬ノ四時ヲ行、万物ヲ生育ナルゾ、ホド二人々我ニ得タ物ハ、元來天神ノ命ニヨリテ一神ノ分配テアレハ、一神ノ理ニタガワヌ、万物ト同躰ナゾ、ソレハ明カナル鏡ヤウナゾ、是故ニ神ト名付ル事ゾ、ホドニ、明鏡止水ノ如クトタトヘタゾ、其如クニシツトシヅムハ、是非得失ガ明カニ心上ニウカムゾ、水モシツト謐ツテ動カネバ、影ガミュルゾ、浪ガ立テ静カナラサレバ、影ヲ含ム理ナシ、マツ其如ク謐レバ、是非得失ガキラリト見ユルゾ、靜謐ル事ヲ掌トセヨゾ、今日ノ日用ガ是非カトミル事ハ、靜カニナケレバ見ヘヌ事ゾ、

心波則神明乃本主能利

仰曰、去ホドニ、心トハ、人々固有ノ心ハ神明ノ主タリ、神明ノ二字ヲカミトカミト、ヨマセタゾ、明レ神、明神ノ事ヲコノ便宜ニ申コトナレドモ、夫ハ重而物談ニモ申マセウ、先爰ハ陰陽ノ神明テ御座有マスル、鬼神ノ二字、陰陽屈伸往來ト沙汰仕ルコトナレバ、鬼神ガ神明ゾ、我ニハ則魂魄ゾ、天ノ魂魄ハ日月ナリ、人ノ日月ハ魂魄ナリ、神明ハ陰陽ノ本ノ主ナリ、心ハ、コ、ルト云和訓ゾ、コ、ルトハ、二氣ガコ、リテ一心トナルホドニゾ、偕天ヨリ命セラル、処ノ主ヲ、ヲヤトスゾ、心ハ一氣ノ根本ナレバ、神明ノ本之主ジゾ、二氣元來分レヌゾ、混沌タル中ヨリ分レ出テ、天地トナリ、万物ト成ルゾ、夫ガ又一ツニコ、リテ混沌ノ躰ト成タコ、ロナレバ、神明ノ本ノ主ゾ、
莫令傷心神

仰曰、去ホドニ、心ノ神ヲ傷マシムルナゾ、心ト云字ハ、我ニ於テハ心ノ臟ヲ指シテ云タゾ、神ト云字ハ、天ヨリ命【セ】ラル理ゾ、是ガタマシキゾ、心神ハ則魂魄ト古人ノ釈セラレタゾ、目ニ見テハホシガリ、耳ニ聞テハ欲ヲ起、愛欲ニ付、戀慕ニ付、ナヤミコカレ、ニクミイカリ、皆心神ヲナヤムルゾ、心神ハ我物ト思フハ誤ナリ、全ク天神テ座ス物ヲ、私ヲ心テナヤムル事ナカレトナリ、心則神明ノ本主デアアルホドニ、莫令傷心神ト教ヘ玉フ事ゾ、我心ヂヤト云テ我物デハナイ、神明ゾ、遊山、翫水、戀慕、愛執、天命ノ外ノ名利ニ任ハレ、私ト心ヲナヤムルハ、天ノ破ト同ジホドノ罪人ゾ、故ニ皇太神ノ莫傷心神ト宣ヘ玉フ、尤可レ奉レ仰、雖レ然、其莫傷心神トアル神語ノ分テハ、愚ナル耳ニハ叶ワヌホドニ、ソコヲ辨サリテ、目ニ諸々ノ

不淨^手見^目心^仁諸^乃不淨^手不見^目常磐大連ノ釈セラレタゾ、心神ヲ傷シムル事ナカレトハ、ドヲシタコトゾナレバ、目^ル物ヲ見テモ、我ニアタウ処ノ物ニアラネハホシイトモ不思ナリ、我物テナイト思【へ】バ、念ガナイゾ、何トヤウコチニ得ラレサウナ処アレバ、何トシテカト思フヨリアヤマツゾ、国ヲミテホシイ心アル時、其國主ガ少悪イ処アルヲ取テ、ソコテ讒言シテ亡シテ成トモ我得ント思心ガ起ルゾ、ソレマテコソナクトモ、サ、ヘテサマザマ方便ヲシテ、人ノ為ニスル慮ヲハナサズシテ、我為ト思【へ】トモ、ツヅマリハ皆神心ヲ傷マシメテ、偕天ヨリ罰セラル、ゾ、兎角、我為々々ト思ヘトモ、剩ヘ我ニ取得トカト思ヘハ、天罰ガ當テ國家ヲ失フゾ、古今皆如此事明カナル道理、目ニハ見、耳ニハ聞ナガラ、自^ミ不^ラ儀不^ラ淨^ラアラタメズシテ、家ヲ失ヒ身ヲ滅スゾ、目ハ役デ見ルホドニ、是非ヲカンガミテ欲セザレバ不淨ニ預ル事ナシ、不^レ在^ニ心^焉一^レ視^レ而^レ不^レ見^レ、聽^レ而^レ不^レ聞^レノ心ヲヲカネバ、見レドモ不^レ見^レモノゾ、

目^尔諸^乃不^淨見^目心^尔諸^乃不^淨不^見、

耳^尔諸^乃不^淨聞^目心^尔諸^乃不^淨不^聞、

鼻^尔諸^乃不^淨嗅^目心^尔諸^乃不^淨不^香、

仰曰、皆同シ事テ御座有ゾ、目【二】見ニテモ耳ニ聞テモ、心ニ不見不聞時ハ清淨ナルト【二】ヤ、然【レ】ハ爰ニ不^レ審^ガ有^ゾ、目見テモ心ニサヘ見ネバ不淨ニハ預ラストナラハ、佛見ゾ、神道ニハ内外清淨ノ道理ヲ大切ニ習フゾ、目ニ不淨ヲ見タラバ、心モケガル、処ゾ、心ヲ清淨ニスルヲ内清淨トス、其内清淨ハ外清淨ヨリ得ル処ゾ、外ヲ正ウ清淨ニ守ル時、内モ清淨ニナルゾ、サレバ、目ニ見テモコ、ロニ見スト云ハ、道理ニ於テ取ガタク、末世ニ迷^ハウホドニト云テ、兼右ノ改メテ、目^尔諸^乃不^淨不^見、耳^尔諸^乃不^淨不^聞、等トセラレタゾ、見^目心^仁諸^乃不^淨不^見ト云処ヲ略セラレテ御座有、非礼不見、非禮不聞、ト儒ニ云処ニ同シ事ゾ、能聞エタヤウナレドモ、又ヤレアマチカ有ゾ、目ニ見マイト立キレドモ、若君父ノ命有テ見イテハ不叶事モ可有時ハ、何トカスベキゾ、然レバ、目^ニ諸^乃不^淨見^目心^仁諸^乃不^淨不^見ト云処ハ、目ニ見レバ心ニモ見ルゾ、心ニ見ヌト云ハトテ、佛者ノヤウニハヨリナイゾ、見^目ト云テ出^テ葉^ハ見^レトモト云詞ナリ、哥ノ題ニ、祈不逢戀ト云題ヲ、祈而ト讀メトモ、心ハ祈レドモト云事也、スレバ目^尔見^レトモ心ニ不淨ヲ不見、故ニ不淨ヲ忌テイヤナト思フ処ガ、見ヌト云処ゾ、目ニ正シク不淨ナモノヲ見レバ、其日ハ神前ヘ参ラヌゾ、不淨ニフレタホドニゾ、心ニサヘフレネハ大事モナイトハ、佛者ノヤウニヲシヤブリゾ、目ニハ見タレトモ心ニ見ヌ処ガ有故ニ、目ダ程ニト思フテ、其形ヲ神社ヘツレテイカヌガ神道ゾ、コウナレバドチモ叶フゾ、佛者ノヤウニ心ダニフレネバト云ハヌゾ、タトヘバ外清淨ヲ立ルニ、朋友ノ死スルニ、是非其死穢ニ預ライデ不叶時ハ、其死穢ニ預リテ、偕神事ヲ止ルカ道テ御座リマスル、如此意得レバ、兼右ノヤウニ略セネトモ、ナレドモ、悪クスレハ心ニサヘ思ハネバトイクホトニ、夫ヲソレテ兼右ハ略シ玉フタ事テ御座リマスルゾ、此語ニ病ハナイ事デ御座有ゾ、

口_尔諸_乃不淨_於言_乃心_仁諸_乃不淨_於不言、

仰曰、是ニハ少云ワテノ入コトテ御座有ゾ、タトヘハ、偽ハ不徳ナレ共、是モ又一言モ偽リハ申マイト立キルニ、我モ言ヲ以テ人ガアヤマツテ、人ガ亡ル事ナレバ、イカニ誠ヂヤト云テ人ヲ亡ス事ハナルマイ事ゾ、誠ヲ云テマノアタリ人ヲ損スヘクハ、偽ナレドモ云ヌガ道ゾ、召公礼知哉ト聞タレハ、孔子ノ礼ヲ知レリト答サセラレタゾ、礼ヲ知ラス人トハ知レトモ、太夫ヲダモソシラスガ道ゾ、其方ノ主ハワルイガト申サガト云ニ、中々ワルウ候ト申ハアシ、親ヲワルイト云ニモ、イヤ左様デハナイト云ガ臣下ヤ子息ノ守ル道ゾ、子ハ為_レ父ニカクシ、父者子ノ為ニカクスガ道デ有ベキゾ、君父ノ悪イ事ヲバカクシテ云ヌガ偽ナレトモ、イカニ正直誠ヲ立レハトテ直直ニハイワレヌゾ、口ニハ偽リヲ云ヘルモ、其意ノ根ハ君父ノ為ニ尤誠フカキ処ナリ、スレハ心ニ諸乃不淨ヲ不言処ナリ、為ニスル事有テスレハ非ナリ、為ニスル事ナウシテスレハ理ナリ、何事モ我名ノ爲、我利ノ爲ニスルハ非ナリ、我爲ナラスシテ道理ヲ立ルハ、爰テ天理ニ叶フ処ゾ、

身_尔諸_乃不淨_於觸_且心_仁諸_乃不淨_於手_手不觸

意_尔諸_乃不淨_於想_且心_仁諸_乃不淨_於手_手不思

仰曰、如此身ノ行ヲトリ、直シテ、終ニ清淨ノ地ニ立帰ルゾ、

此時_尔清_久潔_与阿_利事

仰曰、枉隨_ニ人情_ニ道理_{アリ}、君父ノ、右ニ云ヤウニ、正直ヲマゲテ、是ハ人タルモノナラバ、サウ情モナキヤウニハナラマイ事トマグルガ、道ノ當然ゾ、我父羊ヲ盜マレタト云、直グナ事ナルドモ、イカニモサウハ云マイト、父ノ爲ニマゲテカクスガ、理ヲ以テ正スヂヤゾ、カウスレバ眞實ニ直ニナツテマイリマスルゾ、ジツトジツトテ我ニコトハレバ、清_久潔_キ事ガ爰ニ有事、光_是マテ、

六根清淨太祓

吉川先生惟足貴老御講談口義下

寛文十一年 六月十日於_テ「先生宅京橋」講

諸乃法 影止像乃如志

仰曰、諸乃法ハ、耳目口鼻ノ間ヨリ皆ウツリ来ル処ノ物ヲ諸法ト云、万物ノ上ニ於テ是非善悪ヲ知コトゾ、天下ノ万物ハ、心ノ明鏡ニウツルコトヲカ
 ンガミレバ、如影像、我心ノ明ラカナコトハ、明鏡止水ノ如、万物ノ向フニ、ウツラヌト云事ナシ、然レトモ、此心ノ鏡ノ如ク明カナル徳アル心テ御
 座有ト云トモ、一念ノ私ヲコレハ、鏡ノサビノヤウニ心ニ心ガクラク成リテ、心ノ明ヲ失フゾ、ソレカラハ明ニ物ノ移ル事ナクシテ、心ノ徳ヲ失ヒマ
 スルゾ、心ノ徳ト云物ハ、万物其儘向フ処ニ移ル徳用有事也、明成徳之用トハ、タトヘハ訴ヲ聞マヌルニ、論ノ左右ニ親疎有テ、一人ハ何ノ縁モ無人
 一人ト、ウトカラヌ内縁アル人ト、兩人有テ物ヲ論スル時ニ、ハヤ倅々是勝セタイト私欲ガ起ゾ、私欲ニテホハレテ明成道理ガエウツラヌゾ、鏡ガサ
 ヒマスレハ、影ガウツラヌヤウナゾ、去程ニ日用ヲ大事トツトメ、慎ト云物ヲ忘レマセヌ処ニ於テハ心神留リ在ス、平常心上ニ心トマリ坐セバ、私
 欲ノ塵ガ此方ヘ入ウヤウガ御座ナイゾ、倅心ヲ虚ニシテト申トモ差別ガ御座有ゾ、元ノ物ヲ虚ニスルハ、虚靈ハ則チ心ノ本躰ゾ、異端ノ端減ト云ヘル
 処ハ、何モ無イ処ヲ云ゾ、事ヲ取レバ不可得トハ、心ニ私ヲ得ホトニ肝心ノ事ヲ得ラヌゾ、サウハ事ヲ取ラシトテ一心ヲ虚ニスレハ、根ナシカヅラ
 ニナルゾ、此ニツガマギル、処ゾ、虚テナケレバウツラヌ、虚ニセマイト事ヲトレバフサガル、フサガレバ一向ニ又移ラヌゾ、又爰ヲカイシキ無キニ
 スレバ、皆見ルニ付、聞ニ付、悉ク此鏡ヲ此方ヘヨビ入ゾ、虚ナル故ニチリヲツミタリ、ワエテ心鏡ガクモルゾ、是ハ虚ニ二ツノ差別ガ有ゾ、空虚ナ
 レバ此様ニ悪イゾ、虚ナル故ニ塵芥ガ入ゾ、フサカル故ニ見ヘヌゾ、唯五道ハ虚靈ト習フ事也、虚靈ノ二字ヲ無カトスレバミタマアリト訓スルソ、爰
 ハ方処ヲ以テタトヘカタイ処ゾ、先鏡ヲ大切ニスル時ハ、結構ニ二家ヲ作テ入置ゾ、家計結構デモ中ニ鏡ガ無レハ虚ナリ、鏡ガ虚ナレハウツル、虚ニ
 ニツ有、有ト云ヘバウツラヌ、無ナレバ鏡ガ無イ程ニ移ル理ナシ、虚ニシテ又靈有ト云処、能々可ニ感得、サレバ實ト申ニモ又二ツノ差別有リ、物
 ノ満ル処ニハ外物ガ入ヌゾ、物ヲ取テ入タテハ無イゾ、氣カ自然ト満ルガ眞實ゾ、心ノ内一氣満ルニハ、聞ニ髪ヲ入ザル処有也、一氣ノ満チヌハ虚無
 ナリ、虚無ニツツルハ、邪氣ハ虚ニノリシテ入【ル】ゾ、煩ニ犯サル、モ、六根ニ犯サル、モ、皆虚レ空ナカラニ乗シテ邪氣カ入ルゾ、内カ虚シテ邪
 氣ヲ引入、温病ニナヤマサレ犯乱スルヲ、人コトニ奇メドモ、人々日用ガ皆犯乱ゾ、先ニ申コトク、訴ヘヲ聞ト云ヘドモ、内縁蠱負アレバ、是ニ何ト
 ゾ勝セタイ【ト】思フハ、心ニ神留リ坐サヌ故ニ、眞實ノ犯乱人ゾ、マタ狂乱人トシレタ病人ハ、人々知ルホトニ、人ノ害トハナラザルカ、奉行頭人
 評定衆ニコノ狂乱有カ、人不知故ニ、世ニ交リテ大ヒナル害ヲナスゾ、君臣ノ忠ニ付テモ我利用ヲ求メ、親ニハ孝ヲナサズシテ吾子ヲイトホシミ思フ
 処ハ、天姓ハ明成レ共、私欲ニ狂サレテ如此成リ行ゾ、狂乱ヨリハ罪ハ深キ処也、是皆天命ニ背クニヨリテ天ヨリ如此罰セラル、ゾ、成ヌ処狂乱ノ人
 罰ヨリ深キ処アル也、大キ成国家ヲ破リ一身ヲ亡ス事、アラハレタル狂乱ヨリハ遙ニ大ヒ成ゾ、天命ヲ焼テ行ゾ時ハ、心上ニ神留リ坐ス故ニ、万事
 ニ向テ是非明【ラカ】ニシテ、鏡ノ如クナフホトニ、曰ウ、諸乃法 影止像乃如 清潔 假穢 穢事無之ト記玉ヘリ、心ガ清ク淨キ能【ケ】レバ、カ

リ初ニモケガレズ、神留坐サヌ故ニケガル、ゾ、シツト静謐ル事ヲ掌サトシテ神留坐セバ、天地ト同根ナリ、天地ト同根ト云ハ、敬以内ヲ正ウスレハ、天ノ金氣心ノ中ニタツゾ、故ニ地ノ躰タル、此形躰能ヲサマルゾ、故ニ此^一ゴトク^一天氣ミツル時ハ邪氣ノ入ヘキ処ナシ、此滿ル處ヲ實ト云、實【ハ】誠ト也、天地ニフサカルカ誠ゾ、

説^手取^レ波^レ不可得、皆花^{与利曾}木實^{止者}生^ル

仰曰、偕其清ク淨ヨイ処ノ工夫ヲバ、コトヲトレバ不可得ゾ、一物ヲサガルト、此理ハ入ス、爰ガ又アヤマツ処ゾ、シツト守テ私欲ヲヲコスマイト云【ト】モ、ソレガフサガルゾ、心ヲコラスハ、コトヲ取ゾ、聖人ハ聖ヲ不知、神ハ不^レ知^レ神ヲ、聖ト思ヘハ聖テハナイ、神ト思ヘハ神テハ無ゾ、コトヲ取【レ】ハ不^レ可^レ得、聖而不知聖、神而不知神、神虚而靈アル処ゾ、儒語^{周茂叔} 豁然大公物来順應ス、物不来程ハ虚也、鏡能々拂、ヌグウヤウニ心ヲ明【カ】ニセント祓ヲ用レバ、鏡ニ向フト影ノウツルヤウニ速ニ應スルゾ、日用ニコトヲトラスシテ、豁然大公ニシテイレハ、鏡ニカゲノ移様ニ明ナソ、順應スレバ何ニ付テモ心ニ迷フ物ハ無ゾ、四時運行陰陽道環シテ止ム事無ク、可^レ成ヲ成、止ムベキヲ止ム時カ、影ト像トノ如シト也、唯事ヲトレハ不可得、一物取テ善ニ止【マ】ラス、神留ラスト云テハ無、虚ニセヨト云ヘハ、サラバト云テ、君ヲモ不^レ知、親ヲモ不知、臣ヲモ不知、妻ヲモ子ヲモ忘^レ果テ、我身ヲモ思【ハ】ヌ処ニ至ラントシテ、是ヲ大道ト思ヘリ、世間ノ大道人ト申ハ、爰ヨリ至ル事ゾ、誠ニ危イ処ゾ、皆花^{与利曾}木實^{止者}生^留、コトヲ取レハ不可得トハ、便無イ様ナゾ、其テ花ヨリ菓トハ成ルト教ラレタゾ、心【フ】虚ナ処ハ草ノ様ナト云ヘトモ、草モ物来テ順應ス、花ヨリ本實トハ成也、花カ咲バチリテ木ノ實ト成、天地ノ虚成処ニ順應スルゾ、我心モ虚靈成レハ、必万事ニ順應スル事ゾ、我ニ衆理ヲソナイタル神鏡アリ、明【カ】ナル処ニ向【フ】処ガスミヤカニコチヘ移リ、花ガ無^キ實成ル様ナゾ、天地ノ靈氣ガ坐ス故ニ、花咲實成ゾ、天常ノギツト坐シテ四時ヲ行ハル、ゾ、無トハ此方ヘミヌゾ、心ノ徳モ又如此、是ヲ願【フ】テ事ヲ取ネ共花咲實成様ニ、次第ガタガハヌゾ、實成様ナゾ、利生モ皆如斯ゾ、祈ラズトテモ神ヤ守ラント云テ、世俗ノナマカシ能イハ、祈禱ナド愚ナヤウニ意得ルハワルイ、菅家ノ、心タニ誠ノ道ニ叶ハシタ成ラハ何カ有ウソ、コチハ祈ラズトモ守ラント守ラント有ハ、世俗ノ心徳トチガウゾ、誠ハ道ノ躰ゾ、誠之道叶フハ大成事ゾ、誠道ニサヘ叶ヘマシタ成ラハ何カ有ウソ、コチハ祈ラズトモ守ラント、天根同根ノ人ガ誠ニ叶タラバ、天地カ助クベキ也、誠ノ十ガ一ヲ得テモ、誠テハ有^レ共金躰テ無レバ、ソコテ祈ルル事ゾ、神モ聖モ祈ル事、心サヘ正直ナレハト云ハ俗学ゾ、聖人ヨリ以下、祈ライデハナラヌ事ゾ、聖人モ其下モ、勿論、日用ニ祈ラヘデハ何トシテ心ノ惡ヲ改メンゾ、先人々天姓ハ明鏡如ク清淨ノ物ヲ得タレ共、私欲ニケガル、程ニクラク成ゾ、由テ人々性ノマ、ニ出ル処ハ善ナリ、孟子ノ性善ト仰ラレタ詞、先聖ノ未發処ノ明言テ有ト儒ニモ褒美シマスル処ゾ、本ハ善ナレ共、物ニ觸テ穢ヌゾ、ケガサヌ様ニト有ハ六根清淨ニトカレタ通ゾ、本天姓ハ成程イサギヨキゾ、

我身^波則^{六根清淨}奈^利

仰曰、今日事ヲトラザレバ、日用ガ天命ニ叶フ、一物ヲ取レハ天命ニサカウゾ、六根ハ、先日申通り、眼耳鼻舌身心〔五〕ヲイマシメタゾ、六ノ物ニ境カアルトテ、佛教テ戒メタゾ、我道ハ一根ヲ敬メハ六共ニ清淨ニナルゾ、六ヲ戒ムルニ不及処ゾ、一ノ誠ニ歸テ慎メバ、亭主カ安寧ニ成ゾ、亭主ガスナラ成ハ、門戸ハドレカラモ出入有ゾ、一人ヨケレハアヤマチハナイ、又六ツヲ改テ、門口カラハ買物ヲ出入ヨ、路治口カラハカウカウト教テモ、主ガ悪ケレバ六根ガ百根ヲ改テモ何ノ由モナイワルイ事ゾ、門口テチリカ無量テモ、一心カヨケレバヨイゾ、六根トハ、六ニワタリテハ、六ノ根ガ清淨ナゾ、根ガ清淨ナレバ、六門皆々清淨ナル事ゾ、主ガヨケレバ皆ヨイゾ、

六根清淨〔奈留我〕故〔仁〕五臟〔乃神君安寧〕〔奈利〕

仰曰、一心ノ根ヲ清淨ニ守レバ、五臟ノ神君安寧ヂヤゾ、五臟ハ五行ゾ、天地ノ五行ハ木火土金水ゾ、此五行ガ一人ト成ゾ、五臟ハ肝心肺腎ゾ、五行ノ神ガ五臟ニ坐スゾ、奉行ヲ置テ守ル様ナゾ、タトヘバ箱根ニハ関ヲ立テ奉行ヲ置、船ニハ舟手ノ衆ヲ置ル、ヤウナゾ、是皆非常ヲ改ムル役人ナリ、人モソレソレノ五臟ノ奉行衆ノ職分ノタカワヌ様ニ非常ヲアラタメサスレバヨイゾ、大食ニハ脾胃ヲ損ル程ニト云テ、キツト守リテ大食セス、口ニハ悪言セマイト慎ミ、目ニハ非礼ヲ見マイ、耳ニハ非禮ヲ聞マイト悉ク守ル時ノ神ゾ、畢竟、根ガヨケレハ末葉ミナヨイゾ、根ガワルケレバ五臟ニ乱ガ入テ五臟ノ神ガ居処無イ程ニ神去ゾ、是ハ安寧ニ無事ゾ、根サヘ能〔ヨケレハ〕レ安寧ナゾ、根タル木生ガ悪ケレバ神靈ガ迷惑スルゾ、人ノ家ヲ失フ様ナゾ、根ガ清淨成レハ五臟ノ神君カ安寧ナゾ、

五臟〔乃神君安寧〕故〔仁〕天地〔乃神止同根〕〔奈利〕

仰曰、人々ノ五臟ト天地ノ五行ト本一躰成バ、天地ノ神ト同根ゾ、天地ハ順ナレバ神君安寧ナゾ、人ハ天地ト徳ヲヘダテ、私ヲ以テ働ク程ニ、自ラクルシムゾ、人ノ身ニ有処ノ神ガ流浪スルゾ、人身ニ九万八千ノ神ヲ司トル処ハ五行ノ神ゾ、

天地〔乃神止同根〕故〔仁〕万物〔乃靈止同體〕〔奈利〕

仰曰、万物トモ同躰ト云処ハ、万物共天地ノ一氣一理ヨリ成ス、一本ガ万殊ト成ゾ、我ラヲモ万物ヲモ皆々天地ヨリ生成有ゾ、各私ヲ得ル時、天地懸隔ニ成ゾ、六根清淨ナレバ天地ノ靈氣ニ帰テ一躰ゾ、爰ニ至テハ有情非情金銀珠玉マテ万物一躰ゾ、一理万物ト成ゾ程ニ、天地ヨリ成物ハ皆同躰ゾ、物ト我ト同躰成バ、何故ニ自他ヲアランイ我ヲ立ンヤ、苦シテ我楽トスルハ禽獸ノ身ソ、止事ヲ得ヌ時ハ各別也、タトヘハ農業ニ害ヲナス時、是ヲ去ン爲ニ四時ノ田獵ガ有ゾ、是ハ君子ノ道ゾ、其余ニ楽ムハ、味ヲ耳ニシ、或ハ遊山翫水逍遙ノ爲ニスルハ、全ク禽獸ゾ、鳥ガ田〔田〕ノ巢ノ子ヲ取テ我子ニクワスルハ、我子ノイトヲシキ様ニ、人モ有ント云事ヲシラサレバ、ニガニガシキ事ゾ、是ガ禽獸ト云物ゾ、人トシテ他ノ苦ミヲ不顧シテ、物ヲ苦シメテ我楽ニセントスレハ禽獸ゾ、人者ソウハナイ事ゾトシツトツ、シム所ゾ、人ハ天地万物ノ靈長ハ爰ゾ、万物ノ上ニ居ナガラ心ハ禽獸ニタガワ

ヌゾ、尤可歎事ゾ、是ヲ守リ、禽獸ヲアワレミ、虫ヲモ踏殺サジトツ、シミ、一夏九旬山林幽谷ニトヂコモリ、タマタマ出ルニハアシダヲハク、是ハ其中ニフマル、ヲ恐テ、一ツ足ニ錫杖ヲガラムカシアリクゾ、偕虫類ヲハアワレミテ、民ノ飢寒アフ事ヲバアワレマヌゾ、一夫不耕天下飢ル、道理ヲ忘テ人ト生タル甲斐モナク、行ハ禽獸ニ同シ、山野ニ交リ、草木ノ草類ヲ食シテ是トス、是ヨリ次ハ人間ニ出テ布施ヲ受テ身ヲ養フ、大成罪人ゾ、ト二角ニ、人ヲ飢寒ニ及ホス、情ニナガル、尤可哀事トモ也、其間ヲカンカヘンカ中諦ノ修行ゾ、日用ニ、異端ノ情ホドニコソハナケレドモ、仁ヲ流ルレハアヤマツ事ゾ、ツ、シメ、人々天地ノ神ト同躰ナレバ、万物皆天地ノ神ノ分賦テアレハ、万物ノ靈ト同躰ナリ、
万物ノ靈ト同躰奈留我故ニ所爲〔無〕願而不成就矣

仰曰、万物ノ靈ト同躰成ハ、同氣相感スルゾ、相感スレバ相應スルゾ、一切ハ感應ヨリ成就仕事ゾ、同躰成レバ同氣成故ゾ、同氣ハ必相感【ス】ルゾ、感ジテテハナラヌゾト云事無者也、

無上靈寶神道加持

仰曰、是ヨリ寶ノ上ハ無ゾ、神道ニ隨心（心）三宝ト申事有、夫ハ、壽命、第一ノ寶、無病、第二ノ寶、福祿、第三ノ寶ナリ、是ヲ保ツ事モ、全ク此神道ノ理ヨリ得ルゾ、此神道加持ノノカラニヨラザレバ保難キノ、故ニ無上靈寶ハ此理ゾ、加持ノワザヲ肝要トハセヌ事ゾ、唯心尔有事ゾ、事相ノ加持トハ、幣ヲニギツテ左右前後ト加持スル物有レ共、唯心ヲ行ヘトナリ、万物ハ心ノ加持ニヨル事、六根モ一心ニ本付テ、加持ニ極ル事デ御座有マスルゾ、加持トハ船ノ楫也、一身ハ船ノ如シ、心ノ加持ヲ能取時ハ、自由自在ニ行ハル、ゾ、其加持トハ、今ノ神道也、

天氣ウス曇テ極テ暑シ

從四ツ半時至九ツ午上刻

御講談畢

寛文十一年六月十日

口義下畢ヲハル

注

- (1) 『新訂寛政重修諸家譜』第八、三七―三八頁。
- (2) 佐伯有義「吉川惟足略年譜」(大日本文庫『吉川神道』所収)、平重道「吉川神道の基礎的研究」第一章、等参照。
- (3) 出村勝明『吉川神道の基礎的研究』第一章第一節「六根清浄大祓の成立」参照。
- (4) 詳しくは、拙稿「宮城春意の学問と著述(一)―『六根清浄大祓浅説』の解題と翻刻―」を参照されたい。
- (5) 神道大系・論説編『吉川神道』四三三頁。
- (6) 同書、四八四頁。
- (7) 以下、吉川神道のテキストについては、出村氏前掲書による。
- (8) 宮城春意の『六根清浄大祓浅説』については、前掲拙稿を参照されたい。なお、以下の『浅説』からの引用はこれによる。
- (9) 拙稿「宮城春意の学問と著述(二)―『神道大意演義』の解題と翻刻―」による。